いじめに関する措置（いじめの発見や相談を受けたときの対応）

■いじめの発見・情報入手

・相談・訴え、いじめ調査。悩み調査、観察等

※いじめ又はいじめの疑いのある行為を発見した場合は、その場でその行為を止める

↓

■情報の報告

〇情報をキャッチした教職員

→担任・学年主任（情報の共有）　→保健相談部主任（いじめ防止対策委員会の招集）

→教頭、校長

↓

■調査方針の検討・決定

〇いじめ防止対策委員会

①情報の共有　②調査方針・調査分担の検討・決定

↓

■正確な実態把握

〇担任・副担任、保健相談部、生徒指導部

→被害生徒・加害生徒、周囲の生徒からの聴取・アンケート

※聴取は２名以上の職員で実施

↓

■指導方針と指導体制の検討・決定

〇いじめ防止対策委員会

① 実態の共有

② いじめかどうかの判断　※本人の訴えの場合はいじめと判断

③ 指導方針・指導体制の検討・決定

④ 職員会議で報告、情報の共有

■保護者への連絡

〇担任（場合によっては管理職）

→保護者（被害生徒、加害生徒）

※事実確認を行った後に連絡

■関係機関への報告

※必要に応じて

〇校長（教頭）

→県教委（児童生徒支援課）

警察、子ども女性障害者センター等

※事実確認を行った後に連絡

■解決・再発防止に向けた対処

①解決へ向けた指導

②解決後の経過観察と継続指導（いじめ防止対策委員会に報告）

③スクールカウンセラー等を活用した事後のケア

④重大事態については県教委の指示を仰ぐ